

昭 和 六 年 七 月 十 日  
2015

一八時間労働制ヲ実施スル事ハ九時間労働トスル事

労働組合ノ公認ハ従業員各自ノ自由意思ニヨルモノトス

紀要ニ與リ罷免スル事ハ工場側ニ考慮スル事

職者賃銀制ヲ制定スル事ハ後日従業員及工場側代表ト協議決定スル事

半議中ノ日給支給スル事ハ半議中ノ日給半額ヲ支給スル事

半議費工場全額負担スル事ハ工場側ヨリ金二千円也ヲ支給スル事

協議ノ上従業員代表及工場側代表署名捺印ス

工場代表

関東金属産業労働組合代表  
従業員代表

留中橋 吉  
村副 頼俊  
出村 牙次郎  
安王 第一  
菅 須之助  
橋本 勇造  
大沢 勇造  
田中 正隆  
野村 勢一

昭和六年七月十日

労務第三三三

昭和六年

内務大臣 出

社会 出

埼玉 縣 知 事 殿

鈴木伸銅工場ノ労働協議ニ関スル件 (第一紙ト異出)

事業主(本事業不振為半シテ毎月二十日位ノ作業ヲ強要シテモクシク本月二日従業員側ヨリ  
要上旨(一月二十五日)保証セシト申出テ懇談中ノ外事業主(八月十日)工場ノ閉鎖シ全従業員ヲ解雇シタリ  
為従業員側ハ対策協議中

半議発生ノ場所

東京府北豊島郡上板橋村四八一八番地 標記工場

七二一